

第30回千葉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日 時：平成16年3月23日（火）午後2時から午後4時20分
- 2 場 所：プラザ菜の花 3階 菜の花Ⅰ・Ⅱ
- 3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員（8名）
磯村委員、伊藤（公）委員、伊藤（捷）委員、古宮委員、
崎田委員、轟木委員、中村委員、山下委員
事務局
商工労働部 飯田次長
経営支援課 阿部室長、貫井主幹、掛巢副主幹、田中（賢）副主幹、
田中（勉）副主幹、指山副主幹、長谷部副主査
都市部都市政策課 菰田副主査

4 開 会：

① 審議案件概略説明

<事務局> 本年度最後の審議会となりました。1年間通して慎重にご審議いただきまして、ありがとうございます。また、前回については柏のオークの件で長時間ご審議いただきまして、ありがとうございました。あ
の後、議会等にも、審議会でどういったことだったかということの質
問もありましたし、さらに常任委員会でもいろいろ話が出まして、審
議の様様をそのまま伝えております。いろいろご面倒をおかけいたし
ました。

本日は、届出案件として5件ございます。ファッションセンターし
まむら豊四季店、ニトリ松戸店、マックスバリュ習志野台店、（仮称）
カワチ薬品牧の原店・サンキ千葉ニュータウン店、（仮称）ミサキシ
ョッピングガーデンの5件でございます。そのほか、変更届に係る審
議案件といたしましては、コジマNEW船橋店、八日市場ファッショ
ンモールの2件でございます。また、変更の届出に対する報告は、ヤオ
コー成田駅前店、ほか18件であります。これらは閉店時刻等を変更す
るものでございまして、周辺的生活環境に及ぼす影響がほとんどない
と認められますので、事務局ベースで処理させていただきました。そ
れらについて報告させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- ② 成立要件の確認（県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）
- ③ 配付資料の確認
- ④ 議長の選出（県行政組織条例第32条第1項の規定により伊藤会長を議長に選出した。）
- ⑤ 傍聴者の入室（傍聴者の入室につき委員の異議がないものとして入室を許可した。）
- ⑥ 議事録署名人選出（議長が古宮委員と崎田委員の2名を指名した。）

5 議 事：

○ 議題（１）新設の届出に対する県意見に係る審議については、次のとおりであった。

＜伊藤会長＞ 第１番目の審議案件は、ファッションセンターしまむら豊四季店に係る株式会社しまむらからの届出に対する県の意見案、これについて審議を行います。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

①審議案件１「ファッションセンターしまむら豊四季店」について

＜事務局説明＞ (OHP)

それでは、審議案件１件目、ファッションセンターしまむら豊四季店でございます。設置者は福住幸助という方でございまして、ここの地主でございまして、店舗面積は1,266㎡でございまして、開店時刻、閉店時刻ですが、午前10時から午後8時ということでございまして、それから、荷さばき可能時間帯が午前9時から翌午前1時までということになっておりまして、この荷さばき可能時間帯が夜間の時間に入るということでございまして、また後ほど、これについて騒音の関係でお話を申し上げます。

周辺の環境ですが、豊四季駅から約500mのところのところに位置しております。隣接道路は、市道30-87号線というのがございまして、これに接して出入口等が設けられております。周辺は現在住宅地と、近隣に大型店舗が1店設置されております。市町村・住民の意見ですが、柏市の意見がございました。これは後ほど説明させていただきます。住民の意見はございませんでした。

２ページ目以降でございまして、駐車場、駐輪場につきましては、届出台数につきまして充足をしておりますと考えております。駐輪場につきましては、当初31台で届出を出されましたが、その後、指針による台数が33台ということで、若干少な目で届出を出されていたものですから、14条の報告ということで改めて報告を求めた結果、41台ということで報告を受けておりまして、駐輪場につきましては台数的には確保されていると考えております。それから、出入口ですけれども、3か所ございまして、今指し示しているところで、市道25-10号線、市道25-12号線のところが出口専用になっておりまして、市道30-87号線に接するところが出入口ということになっております。

それから、3ページでございまして、荷さばき施設等につきましては、必要な面積が確保されているということでございまして、それから、飛びますけれども、廃棄物の減量化、リサイクル化につきましては、不要になったハンガーにつきましては来店客に配布して処理をしていくということでございまして、

騒音の方に移ります。

＜事務局＞ それでは、お手元の資料４ページに戻っていただきまして、騒音の関係についてご説明させていただきます。

まず、周辺見取り図をご覧ください。ファッションセンターしまむら豊四季店ですが、前回と同じように、従来ですと、こういった建物の屋上部に室外機があるだけで、営業時間も夜間に及ばず、廃棄物回収も昼間だけということでしたが、今回も前回の八日市場ファッションモールと同じように、荷さばきだけを夜間、9時から午前1時までの間にどうしてもやりたいということがございます。そうしますと、店舗北側から荷さばき車両が店舗に向かってまっすぐ入ってくる。それで、店舗前の荷さばき施設でやるということで、この真ん前に住居がございます。また、後で写真をご覧くださいますが、店舗南側にもずらっと戸建て住宅が並んでおりまして、予測地点のすべてで基準を超過いたします。あと、店舗の西側に大きく立派な家があるんですが、こちらは先ほど出ました福住さんという設置者そのものの家ということで、予測対象からは除外してございます。

まず、写真01をご覧ください。先週行ってきた現場の写真で、店舗入口部から見たものでございます。写真右側に現場事務所のプレハブハウスが見えますけど、ちょうどここが荷さばき場ということになります。写真02は店舗を東側から見たものです。荷さばき施設の南側にある建物は、店舗併用住宅で、1階は店ですが、2階が住宅です。また、南側にも住宅があります。

それと、写真03を見ていただくと、店舗南側、先ほど戸建て住宅があると言ったところですか、このように住宅がずらっと並んでおります。

写真06は店舗南側から撮ったものでございます。こちらを見ると、写真の右側に荷さばき場がありまして、左側にも住居がたくさんあるといった、こういった周辺環境のところでは夜間荷さばきを行いますと、当然ですが、6ページを見ていただくとおわかりになりますように、基準値45に対して最大、一番近い住宅側で81という、とんでもない値になります。このようなことからファッションセンターしまむら豊四季店については、到底、十分必要な対策を講じているとは判断しておりません。

以上でございます。

<事務局> 続きまして、7ページでございます。廃棄物の保管につきまして、指針が11m³に対して廃棄物の保管容量は38m³ということで、充足しているということでございます。街並みづくりですが、緑化率が都市計画法では3%ということですが、柏市の緑化指導要綱によりますと、10%以上の緑地を確保するというような指導がございます。現時点で緑化率が4.9%ということで、駐車場の周囲に一応緑化計画を立てているわけなんですけれども、市の要綱は満たしていないということで、適正な対応が必要であろうと考えております。

続きまして、8ページ目で柏市の意見でございます。先ほど出入口

が3か所ということをお願いしました。この出入口につきまして、出口が2つあるということは、先ほどの右斜め上の出入口につきまして入り口だけにしたらどうかということで、これにつきましては、きょうおいでになりませんが、赤羽委員からコメントがございます。出口をほかに2か所設置する計画であれば、現状の出入口1か所あるところを入り口専用にした方がより効率的で安全ではないだろうかということでございます。不都合が発生しなければ、出入口を入り口専用にしたらどうかということの意見をいただいております。

柏市の意見に戻りますけれども、安全対策を講じてくださいということ。それから、2番目の荷さばき時間、これを10時までに変更すること。それから3番目、大規模建築物等の新築の届出を行って、これは緑化計画ですけれども、指導要綱に定める基準の計画にすることということ。それから、地元住民へ計画の内容を十分説明することという点が挙げられております。これについて、いずれも現時点で対応策が未定であるということでございます。

続きまして、9ページ目の総合判断でございます。駐車場の台数、駐輪場の台数については適切な対応がとられている、充足されていると認められます。交通対策ですが、先ほど申し上げました、対応がこちらの方に十分伝わってこないということで安全上の配慮、それから、先ほど申し上げました市道25-12号線の出口No.2というところですが、この運用方法をどうするかということで、十分な安全対策を講じるような配慮が必要だろうということでございます。それから、2番目でございます。先ほどお話がありました騒音の発生ですが、荷さばき作業に係る騒音が基準値を超過しているということで、適正な配慮がされているとは認められないということでございます。それから、街並みづくりの点では、柏市の指導要綱の基準を満たしていないということで、この改善が必要であると認められます。総合的に柏市の意見は、先ほど申し上げました、これについての対応がなされていないということでございます。あと、住民の意見はなかったわけです。

これらを総合して、県の意見として述べさせてもらうという点が次のページでございます。県の意見として、出入口の運用について安全対策を講じてください。2点目、夜間において発生する騒音ごとの予測評価において、荷さばき作業に係る騒音が基準値を超過しているために、基準値を遵守するよう対策を講じてください。それから3点目、敷地内に計画を上回る緑地を設けるよう努力してください。以上、3点を挙げて県の意見とさせていただきます。よろしく申し上げます。

<伊藤会長> 問題は、ここの県の意見で指摘されているとおりのことですが、今までの事務局の説明につきましてご質問、ご意見ございますでしょうか。要するに十分な対応がとられてないのが3点あるということですね。だから、これを県の意見としてつけると。市の注文について全然説明が足りないん

だと、こういうことをごさいます。これは、1つは交通問題です。これは赤羽委員も、先ほどの事務局からの中でコメントがございました。もう1つ、騒音ですが、山下委員、これは当然、荷さばき時間が夜間で非常に大きなオーバーになっていると。騒音につきまして、よろしゅうございませうか。

<山下委員> やっぱり周辺条件を見ますと、かなり厳しい境界条件の中でこれが造られていく。この届出の内容も開き直ったような感じがするところもあります。言葉は適切でないですけども、その辺お許しいただいて、交通問題にしても、騒音問題にしても、これは必ず苦情が出るし、基準オーバーだよというだけで何も対応を示さないというのは姿勢としていかがなものかと。我々は環境ウオッチングをしなきゃいけませんので。その辺、どうすればいいんですかね。

<伊藤会長> 荷さばき時間をうんと短縮するというか、時間を夜間やらないとか、こういう十分な対応の意見がなければ……。

<山下委員> 何らかの対応方策が付記されていていいと思うんですけども、ただ超えちゃったよというだけなので、妙な話じゃないかという気がいたします。

<伊藤会長> 何も対応していませんものね、説明がね。超えていますというだけで。

<山下委員> 我々の立場から言って、いいよと言うわけにいかないと思うんですね。

<伊藤会長> 崎田委員も、廃棄物はえらくあっさり、こういう形です。

<崎田委員> 廃棄物に関して、職种的にはファッションの店ということで、余り大量に生ごみが出るというタイプではないと思うんですけども、廃棄物の減量リサイクル計画が1行のみで、全体に関してきちんと配慮がなされていないということで、新設案件ですので、もう少しきちんと書き込んでいただければありがたいなというふうに大変強く思います。

あと、廃棄物の保管庫の容量などについては満たしているんですけども、図面なども、どんなふうにとというのが余りはっきりしませんので、保管庫とか荷さばき施設のこの辺の関連の図面などがもうちょっと丁寧に出ていると様子がわかるなと思います。

それに関してもう1点なんですけど、No.3の地図などを拝見していると、荷さばきと廃棄物の保管庫へのいろんな関連の車の出入りと、駐車場から出る車の出入りの動線が何かかぶさるような感じもするので、この辺のつくりをもうちょっとご検討いただいたらうれしいなという感じがいたしました。

<伊藤会長> 廃棄物・荷さばき施設はどこですか。

<事務局> 図面上の市道25-10号線側でございます。

<伊藤会長> 搬入車両、処理業者はどういうふうに入ってくるわけですか。

<事務局> 図面のNo.2が搬入口。保管庫・荷さばき施設前で待避して、施設前で荷受けと荷さばきを行います。

<事務局> 廃棄物はこちらでございます。

<伊藤会長> 取りに来て出ていくと。

<崎田委員> 車は中に入れたいんですね。バックでそこで出し入れするということですね。

<事務局> そうです。施設前が入り口になっておりますので。

<崎田委員> その場所が、車の出口のところと動線がかぶるような気がするのと、あとお客様が入る入り口の真横というあたり、うまくこの辺を安全管理をしながら営業していただければうれしいなという感じがいたします。いわゆる建物の出入口がすぐ横についていますよね。

<事務局> 出入口3か所の運用について、搬出入、来客車両の点で県警と協議しまして、こういう形となりました。

<崎田委員> 県のご意見として書かれていることに賛成いたします。

<伊藤会長> ほかの委員、いかがでしょうか。ほかに何か意見ございましょうか。どうも余り熱心に申請を出してない感じが否めませんね。ちょっと雑というか、ずさんな感じ。それでは、県は案として、10ページに書いてあるとおり、出入口の運用の安全対策、荷さばき作業に係る騒音の基準値オーバー、これに適切な対策を講じるべきであるということと、緑化の計画ですね。これが下回っているから増やせと、こういう意見を出すということで、もっともだと思えますよね。もし特段のご意見がなければ、県の注文といいますか、意見を出す案でご了承いただいたというふうにみなしたいと思えます。それでは、県の意見、これでよろしいということで、第1案件は終了いたします。

それでは、引き続きまして審議案件2でございます。これはニトリ松戸店ですね。これは届出が、建物設置者は上野興業、小売業者はニトリということで、家具販売ですね。それでは、お願いいたします。

②審議案件2「ニトリ松戸店」について

<事務局説明> (OHP)

審議案件の2番目でニトリ松戸店でございます。先ほど議長の方から説明がありました、業種は家具とインテリア関係を扱う店舗でございます。店舗面積は5,004㎡でございます。開店時刻、閉店時刻ですが、開店が午前10時、それから閉店が午後9時ということで、駐車場の利用可能時間は午後9時半まで。それから、荷さばき可能時間帯は午前9時から午後8時までとなっております。

周辺の状況ですが、国道6号と、それから県道281号線に挟まれた鋭角になっているところの店舗でございます。用途としては商業区域ということになっておりまして、周辺には国道の関係、それから県道の関係もありまして、事業所が多く存在するような地域でございます。それから、市町村・住民の意見ですが、これは松戸市、住民とも意見はございませんでした。

それから、2ページ目でございます。駐車場、それから駐輪場の必

要台数ですが、これは家具の店舗ということで、特別な事情での算定をしております。指針上では317台ですが、特別な事情ということで、来店客がほかの店舗とは違って少ないということで、これは指針上でも認められていることであって、類似店の実態調査から算出しております。これによりますと164台ということになります。しかしながら、届出台数としては242台を届け出しているということでございます。この駐車場ですが、店舗の1階と地下が駐車場、それから隔地駐車場というのがございます。今説明したのは、左端の方に新しく店舗が建つわけなんですけれども、1本、市道を挟んでのところですよ。今、図面でお見せしますが、計画地が2つありまして、今指しているところに新しい店舗ができます。それから、2番目の計画地として取り上げられているところに隔地駐車場として、今現在、写真に映っているような3階建ての駐車場が設置されるというようなことでございます。ここには松戸サニーランドというのが隣接してございますが、これはボウリング場などの娯楽施設が入っているところで、一部駐車場が共有されるというようなこともあります。ここで積算して、特別な事情として計算された数字で駐車必要台数は満たされていると考えております。それから、荷さばき施設につきましては220㎡ということでございます。午前9時から午後8時までで搬入を終えさせるということで、適切な配慮はされていると考えております。今指し示しているところですが、県道の方から車両が入りまして、向きを変えて荷さばき作業を行うということでございます。

それから、経路の設定ですが、これにつきましては、基本的に左折イン、左折アウトを励行するというので、土地柄から見ると、基本的にこのパターンしかとれないということで、赤羽委員にも、これを原則に守っていただくということを依頼されております。左折イン、左折アウトを徹底するというのであれば、その手前の方の角地より下の方になるんですけれども、その交差点の飽和度が高いということはお指摘いただいたんですが、飽和度が高いにしても、基本的に車自体は流れるだろうということで、左折イン、左折アウトの励行を行うことによって車両の入出庫、それから交通の渋滞を妨げられるというようなことではございません。それから、廃棄物、リサイクル関係ですが、これにつきましては、委託業者に依頼するものですが、段ボール等について、リサイクルをしていくということでございます。

それから、騒音の方に移ります。

<事務局> それでは、5ページからの騒音について説明させていただきます。

今、説明にございましたように、出店環境は国道6号と県道に挟まれた、いわゆる三角地のところに5階建ての店舗と駐車場のビルができるということで、この周辺には商業施設がたくさんあるんですが、都市計画法としては準工業地域に指定されておりまして、店舗北西側

及び南側には工場等がたくさんございます。そのような関係で、予測地点が一番近い住居ということで、店舗から大分離れております。予測地点Bになりますと住居地域がございまして、大分離れているように見えますが、一番近い住居を選んで予測しているということでございます。

次に、周辺の状況でございます。この写真01ですが、ちょっと見にくいですが、先週の金曜日、雨の中撮ってきたものでございます。場所ですが、店舗北東側のサニーランドの上からニトリ側を見たものでございます。現在、基礎工事をしているところでございまして、周辺にはこういった工場系の建物がたくさんございます。店舗が一番近いところで、写真の右側にライオンズマンションというのがあり、この手前に戸建ての住宅があるわけですが、店舗とマンションの間には国道6号が走っておりまして、近くに見えますけど、50m以上離れてございます。

一番近い住居というのは、その前のA地点というところで予測してございます。こちらの室外機は、屋上にすべて集中設置して遮音壁の中に建てるという設計になってございまして、あと営業時間も夜間に及ばず、ここに書いてございますが、すべての地点で評価基準以下になっており、必要な対応がとられていると判断してございます。

以上でございます。

<事務局> 続いて7ページでございます。廃棄物の保管容量ですが、これは指針を上回って32㎡ということでございます。処分方法等につきましても、許可業者によって敷地外に運び出して処理をするということでございます。街並みづくりですが、松戸市宅地開発事業等の条例ということで、緑地を10%確保してくださいということでございます。この店舗につきましては緑化率10.1%ということで、これは適正な配慮がされていると認められます。

8ページ目の総合判断ですが、駐車場、駐輪場につきましては充足していると。荷さばき、騒音につきましても適正な配慮、あるいは必要な対応がとられていると考えております。廃棄物、それから街並みづくりにつきましても適正な配慮がなされていると認められます。松戸市、それから住民等の意見はなかったということで、県の意見は「なし」とさせていただきます。

<伊藤会長> ありがとうございます。これも余り問題はなさそうだということですが、山下先生、特に何も……。

<山下委員> 結構です。

<伊藤会長> 崎田委員。

<崎田委員> はい。

<伊藤会長> ほかに何かご質問等ございましたら、いつでも結構ですから出していただけますように。このニトリ松戸店は家具の店ですけども、特にチェ

ックポイントを全部クリアして適当であるということで、県の意見としては「なし」と、こういうことをご承認をいただきたいと思えます。

それでは、3番目に入ります。3つ目の案件はマックスバリュ習志野台店でございます、これは大規模小売店舗の名前でございます、イオン株式会社から届出がございます。それでは、ご説明をお願いします。

③審議案件3「マックスバリュ習志野台店」について

<事務局説明>

(OHP)

3番目、マックスバリュ習志野台店でございます。設置者はイオン株式会社でございます。店舗面積は2,194㎡ということでございます。営業時間は24時間の営業でございます。荷さばき可能時間帯も24時間実施するということでございます。

周辺の環境ですが、国道296号が幹線としてありまして、そこから少し中に入った住宅地ということでございます。これは大手の企業の社宅でした。その跡地に店舗が設置されるということでございます。したがって、通りには商店が並ぶと同時に、その裏手につきましては住宅地というような状況でございます。市町村・住民の意見ですが、住民の意見がございました。これにつきましては後ほど説明させていただきます。

駐車需要の充足ということでございます。駐車場の収容台数は129台。これにつきましては指針を上回っております。それから、駐輪場につきましても届出台数193台ということで、市条例をもとにして計算してありますけれども、88台を上回っているということでございます。

それから、荷さばき施設の整備ということで、これにつきましては270㎡。今指しておりますけれども、車両が並んでおりますけれども、そこから左方にかけて荷さばき施設が、ちょっと細長い施設になりますけれども、そこで行うということでございます。荷さばきに関する車両の搬出入時間ですが、これは午前6時から午後10時までで、夜間に入らないような形で搬出入を行うということで、あとは荷さばき施設の中で荷をさばくというような方式をとるということでございます。それから、経路の設定ですが、店舗下に市道がありますが、そこを中心にして、車両を左折イン、左折アウトをさせるということでございます。それから、右の方から来る車両につきましては、右下の方の交差点がでございます。そこを右折してもらって、いったん、また上の方の市道を通って駐車場の方に誘導するというようなことでございます。それから、あとは左の方に市道がございまして、そこに出入口を1か所設けるということでございます。

次に、廃棄物、リサイクルについての配慮ということでございます。これにつきましては食品リサイクル法の対象店舗ということで、空き

缶、空き瓶等につきましては、既にご承知ですけれども、それは徹底した分別処理収集を行うということですが、生ごみ等の食品の廃棄については発生抑制と減量化を図るということでございまして、イオン株式会社そのものが、ごみになるものはできるだけ持ち込まない。できるだけ何度も使わせると。それから、使えなくなったものは捨てないで再原料化に持っていくというような基本的な方針に基づいて減量化、リサイクル化を進めているということでございます。

では、騒音の方をお願いします。

<事務局> それでは、5 ページからの騒音について説明させていただきます。

まず、現場の状況でございます。（騒音予測地点箇所図）

都市計画法の用途地域ですが、店舗に面する道路に関して一定の幅で第1種住居地域になってございまして、それより離れると第1種中高層住居専用地域ということで、最近、店舗予定地近隣にマンションができたり、前からあるマンションもありますけれども、住居系が非常にたくさんあるというところでございます。ちょうど、この用途地域境を区切るように、またいで店舗が長四角型でできるというものでございます。予測地点としては、この店舗に面する周辺について予測を行っております。店舗前面の道路は相当交通量が多い道路ということになってございます。

これを拡大したものが騒音発生施設配置図でございます。周辺の状況ですが、まず、ちょうど店舗東側に荷さばき場ができます。荷さばき場に面して住宅がありまして、一番近い荷さばき場と住宅を予測地点Cとしております。店舗北東側から、この荷さばき場と住宅の関係を写したものがこの写真01でございます。ここで工事が行われておりますけれども、この付近が荷さばき場でございます。写真左側が面している住宅ということでございます。

次の写真02は、店舗前面の道路でございます。この道路を、店舗北東側から写したものでございます。ここにございますように、写真右側で店舗が建設されてございまして、店の道路を挟んだ前面はガソリンスタンド。これが先ほどの主要な面する道路という形になってございます。

写真03は予測地点F付近を写したもので、ちょうど出入口の前あたりになっているところでございます。おわかりになりますように、店舗の奥側はマンションで、こういったところには非住居系とか商業系の家がたくさん並んでいるというような状況になってございます。

次の写真04は、出入口No.3というところを、店舗西側から見たものでございます。これがマックスバリュの敷地を見ているものでございまして、こういった、ちょっと変わったもので囲まれていると思いますが、これが夜間の自動車騒音対策として設けられる透過型の遮音パネルを設置したものでございます。大体パネル1枚の高さが1mご

ざいまして、約4mの壁で駐車場の周りを囲むというものでございます。この壁ですけど、見るとブルーに見えますけど、これは保護フィルムが張りつけられておるもので、完成時点にはこれがとられまして、よく皆さん、高速道路を運転されると透明の遮音パネルをお気づきになられると思うんですけど、それと同じものを駐車場の周りに造ったというものでございます。

さらに写真05は、裏側のマンションの部分。ここにちょうど、最近できたマンションがございまして、店舗北西側からマンション側を見てございます。それがこれでございます。左側にマンション面がございまして、右側がマックスバリュの駐車場でございます。中央部に職員がいますので、遮音壁の高さがおわかりになると思いますが、4m程度の遮音壁で囲まれている、こんな位置関係になっているというものでございます。

続きまして、騒音対策について説明いたします。まず、こちらの店なんですけれど、24時間の食料品スーパーということで、荷さばきと来客車両走行音はどのように対策をするのかというのがこの店舗の騒音対策の鍵になろうかと思えます。まず、荷さばきですが、先ほど話にありましたように、店舗北東側の部分に非常に大きいバックヤード部分がございます。荷さばきとしては24時間で荷さばきをするが、荷おろしというか、荷を持ってくるのは昼間だけにして、夜間はこの中に入れて中で荷さばきを行うというのが1つの対策でございます。

<山下委員> 荷さばきは24時間？

<事務局> ええ。この中で。騒音発生施設位置図を見ていただければおわかりになりますけど、荷さばき施設としては非常に広い面積を持ってございます。荷降ろしは、開店して、ここに入れるわけですけど、トラックで持ってくるのは昼間だけと。いったん降ろしたものは、中で24時間やりますよというのが1つの対策でございます。

さらに、このトラックですが、昼間だけでございますけれど、2t車と4t車を区別いたしまして、朝6時から8時までは2t車しか使いませんよと。8時を過ぎてから4t車で運びますよというのが1つの対策でございます。

あと、空調関係でございまして、店舗の屋根の上に集中設置しまして、周辺を遮音壁で囲むと。店舗建屋西側の部分でございます。

あと、駐車場対策としましては、先ほどブルーに見えている部分でございますけれど、ブルーの部分でぐるっと駐車場を囲む。それが、こういったイメージの透過型遮音パネルを周りに設置するというものでございます。さらに夜間につきましては、マンション側の出入口2と住宅側の出入口3は閉鎖いたしまして、夜間は出入口4しか使えませんよと。さらに駐車エリアを制限いたしまして、ちょっと見にくいんですけど、夜間につきましては、限定した部分しか使えませんと。

できるだけ真ん中部分の駐車しか行いませんということになっております。

あと、ちょうど店舗北側中央部が公園で、一番近い低層住居は、店舗の北西側になりますので、ここの開口は夜間問題なかったんですけど、出入口2の部分で開いておりまして、出入口2付近に住居がございまして、出入口2の部分だけL型の遮音壁をつくりまして、出入口2付近に対して、駐車場内で夜間、自動車走行音が発生しても、出入口2付近で基準値以下となるような、このL型という出っぱり部分をつけるということになってございまして、このような対策を行うことによりまして、こういったところで基準値がクリアいたします。

しかしながら、自動車の出入り音によりまして、F地点という道路を挟んだ相手方、ここは基準がちょうど45なんですけど、ここにおきましては夜間で45をクリアせずに50程度になります。ここは相当交通量が多いところで、夜間における等価騒音レベルが60から70程度ございまして、相手方に対して、夜間の等価騒音レベルで65に対して予測されるレベル50ということで、軽微であろうということで判断してございまして。

あと、もう1つですが、この遮音壁で遮へいされる部分。こちらでいきますと、1階、2階は十分基準値となりますが、3階以上。この中心線からマンション面まで約30m離れてございまして、3階以上になると、通産省の標準モデルでございまして時速20kmで音響パワー82dBで計算すると、40に対して44ということになります。しかしながら、この狭いL型のところで、L型を確保するために、こういったところに三角コーンをぽちぽちと周りに点々と置きまして、このエリアからマンション側に行かないような対策をとるということになっております。そのような関係で、この部分で時速20kmのスピードは出せないだろうということで、約8km程度の走行であれば、マンション側においてすべてクリアいたしますということで、ここでは徐行の徹底を行うことですのでクリアするということになりまして、結論的には、等価騒音につきましては、こういった対策をやることによって、すべてクリアいたします。出入口1につきましては、車両走行音が超過しますが、保全対象側では評価基準以下となり、必要な対策がとられているものと判断してございまして。

以上でございまして。

<事務局> 続いて7ページ目でございます。廃棄物に係る事項ということで、保管施設容量ですが、これにつきましては指針を上回っておりまして、適切な配慮がされているということでございまして。今指しているところが廃棄物の保管施設になります。

それから、8ページ目ですが、街並みづくり。これにつきましては、緑化率が法及び市の要綱に基づいた基準をクリアしているというこ

とでございます。そのほか景観につきましては、船橋市の方で屋外広告物条例というのがございまして、これに沿ったような形で色彩、それから形態について調和を図るということでございます。

続いて9ページ目ですが、住民の意見ということで、想定交差点飽和度が住宅密集地域内で0.9以上の数値を示す。これは基準値以下であるといえども危険値であるということでございます。これについての対応ですが、開店によって影響を与えるのはわずかであると考えているということですが、この0.9以上の数値を示すというのは、OHPで出しております図面の中の、今指している成田街道と接続するところでございます。これについては、設置者の方としては予測を含めて0.902になるということですが、ここで赤羽先生からのコメントがございまして、船橋東-014というのがこの交差点のところですが、これにつきましては、現状の休日のピーク時には両方向とも渋滞しているということでございます。設置者の方から出てきた数字については渋滞長を考慮した数字ではないので、0.902を超えるような渋滞をするのではないかとございます。渋滞長そのものも、この交差点では300mから460mぐらいの長さが増大するのではないかとございます。店舗開店によって影響を与えるのはわずかであるというのはちょっと不十分な回答ではないだろうかというご指摘をいただきました。

結果なんですけれども、しかしながら、駐車場の収容台数が129台ということで、この船橋東-014という交差点の交通状況に小さいとは言えない影響が発生しますが、交差点の構造上の制約が交通処理能力を通常より低下させているということ、これが原因しているということでございます。混雑することは実態としてうかがえるわけなんですけれども、じゃ、このほかに適切なルートがあるかということございまして、ほかに適切な迂回路というのが住宅地の中を通らなければならないということになりまして、周辺的生活環境へ与える影響は大きいということをお考えた場合には意見を付すまでにはいかないのではないかと、ほかに適切な迂回路がないということで、やむを得ないというような結論付けでございました。

それから、2番、3番で、騒音の基準値を若干ながら下回っているだけではないだろうかということの疑問点を提示しているわけなんですけれども、これにつきましては先ほど申し上げましたように、遮音壁、それから夜間における駐車場の利用、そういうものを含めまして対応をしていくということでございます。それから、接している市道、5.3mしかないところに駐車場出入口が設けられているところですが、これにつきましては、店舗敷地をセットバックして約1.5mを歩道にしていくということで、今現在あるU字溝等につきましては、ふたをして車両が通行しやすいような形で拡幅をしていくというこ

とで、5.3mということですが、実質5.6m以上の車幅がとれることになるということでございますし、歩行者の安全も確保されるということでございます。

それから、4番以降、7番につきましては、それぞれ記載してあるとおりに対応していくということでございます。荷さばきにつきましては、先ほど申し上げましたが、6時から10時までで作業を終えて、あとは中で荷さばきをするというような計画を立てております。

11ページの総合判断になりますが、駐車場、駐輪場につきましては充足していると認められるということで、2番につきましては、先ほど申し上げましたとおり、渋滞が起こっている事実はあるということですが、経路設定に当たっての代替案が見つからないということ。それから、当該店舗の規模2,194㎡ということを考えてときに、経路を設定していること自体、不相当とは言えないと判断しております。騒音、廃棄物、街並みにつきましては、対応がされている、あるいは適正に処理されているということでございます。当該店舗の立地に関して指針に照らして適切であるということから、県の意見は「なし」ということにさせていただきます。よろしくお願ひします。

<伊藤会長> これは問題は、交通のところが悪い。代替ルートが考えられないと。確かに混雑はしているんだということでございます。ただ、法律上とか、ご意見の書き方がいつもの適切な配慮がなされているものと認められるとやっちゃうと、ちょっと抵抗がありますよね。同じことなんですけど、やむを得ないというニュアンスが出てこないわけですよね。普通に読むと、適切な配慮というところにひっかかる点があります。これは、こういう書き方になると、大体今までもずっとこういうパターンの文言になっておりましたので、やむを得ないかもしれませぬ。大分騒音の方も苦労して対策しているようですが、山下委員。

<山下委員> これはさっきのご説明にもあったんですけど、高いところに音が抜けちゃうよというのが問題になるというご説明がありましたね。3階より上か。最近、舗装で高機能舗装というんでしょうか、吸音性舗装というんでしょうか、大分静かになって、そろそろ国交省の方でも騒音予測式を見直そうやというぐらいに効果があるらしいんですよ。ですから、この駐車場、広い面積じゃないから、そんな金もかからんと思うので、高機能舗装を検討するよう話してみてください。普及し始めていますから。

<伊藤会長> 高くつかないんですか。

<山下委員> そこが問題ですね。それほど高くなってきた。一時ほどは……。ですから、今やっている第2東名とか東京外環とかいうのは、ほとんどこの新しい舗装に変えていますね。

<伊藤会長> ビジネスの人だと、常にコスト計算ですからね。高いとなると嫌だと言わないででしょうかね。

<山下委員> 法的には問題がないんだから、いいですね。

- <伊藤会長> これからはだんだん普及するんでしょうかね。
- <山下委員> 願わくば。駐車場はそんなお金もかからないと思うから。
- <伊藤会長> 大型施設の駐車場はなるべくそれだといと思います。国の方からのこういうガイダンスが出ない限りはなかなかやらないですね。
- <山下委員> 経産省もそろそろ見直すと思うんですよ。
- <伊藤会長> L字型にして、あそこの1軒のところを抑えるとか、苦勞はしていますけどね。
- <山下委員> こういう誠意というか、良識でもって感じ取られる部分があるというのはいいですね。
- <伊藤会長> 何とかしようと思っているというのがね。
- <山下委員> どこかみたいのとはわけが違う。
- <伊藤会長> そうですね。ああいう対応の無視みたいなところはちょっと問題ですね。廃棄物に関しまして、イオン株式会社はかなり熱心にやっておるところですかね。
- <崎田委員> こちらの会社自身はふだん本当に熱心にやってくさっていますし、この書類にもすごく丁寧に書き込んでいらっしゃるんで、問題はありません。ただし、じっくり読ませていただくと、いわゆるスーパーですので、食品リサイクルに関する関心をどう書いていらっしゃるかと読ませていただくと、発生抑制に努めますと書いてあるんですが、ごみとして出しているらっしゃるんですね。リサイクルの部分はさりげなく何も書いていらっしゃらないんですが、今後検討の対象に入れていただければありがたいなと感じます。
- <伊藤会長> そういう意見があったということをお口頭あたりで言っていたいただければと思いますが、それ以外は特に問題はないと。
- <崎田委員> はい。問題はないんですが、実はもう一言申し上げますと、新規の店舗ですので、本当はもうちょっと容量をしっかりとっていただいてもいいんです。こちらは余り面積をとっていらっしゃらないので、高さ1.8で計算してクリアさせていらっしゃるんですね。でも、全体的にいろいろご配慮いただいているらっしゃるので、きちんとやっていただけたらと思いますのであれなんですけれども、苦勞して設定していらっしゃるなという感じがいたしますので、うまく運用していただけたらと思います。
- <伊藤会長> ほかに何かご意見とかご質問がございましたら何でもよろしゅうございますから、委員の方。経路のところ、交通の専門の赤羽委員からも、ほかにないんだから、特段のそんなに大きい著しい影響というふうには考えられないから、書いてありますとおりで、本音を言うと、いたし方ないんだろうと思いますが。
- <崎田委員> 住民の方からのいろいろな意見が出ていますね。写真を拝見しても、後ろの住宅街と割に近くなっていらっしゃるんで、後ろの住宅街の方が通学路のこととかいろいろご心配されているという心情はよくわかります。ただ、店の方も非常に配慮しようとしてされているので、開店されてからも地

域社会の中でうまく運用していただければよろしいなと感じました。

<伊藤会長> これはお一人の方なんだそうです。お一人の方がこれだけ出されたと。かなりプロフェッショナルな方だそうです。

<崎田委員> 24時間営業でいらっしゃって、後ろが割に住宅に近いという雰囲気があるので、今後、地域社会の中でうまく運用していただければうれしいなと思います。

<伊藤会長> そのとおりでございますね。ほかに特段ご意見がなければ、県の意見が最後で、いろいろ苦勞しているということですが、それぞれについて総合判断の結果、意見は特に付さない、「意見なし」ということとさせていただきます。交通はぎりぎりのところでパスせざるを得ないというのが本当のところだと思います。そういうことで、「意見なし」ということとさせていただきますでしょうか。もしよろしければ、3号の議案、マックスバリュ習志野台店、イオン株式会社からの案件については「意見なし」といたします。

4番目に入ります。次はカワチ薬品牧の原店・サンキ千葉ニュータウン店というところで、これは例のすごくでかいジョイフル本田のそばにカワチ薬品ができるんだそうです。6,000㎡ぐらいのかなり大きい薬品の店になります。では、お願いいたします。

④審議案件4「カワチ薬品牧の原店・サンキ千葉ニュータウン店」について

<事務局説明>

(OHP)

店舗の名称ですが、カワチ薬品牧の原店・サンキ千葉ニュータウン店という名称の店舗でございます。これはその名のとおり、カワチ薬品とサンキ、2店舗が同一敷地内に店舗を構えるというものでございます。カワチ薬品は医薬品関係、日用雑貨品、それからサンキは医療品を扱う店舗ということでございます。店舗面積は5,919㎡ということでございます。開店時刻、閉店時刻ですが、カワチ薬品の方は午前9時から午後10時まで、それからサンキの方は午前10時から午後9時までという営業時間になっております。カワチ薬品の方が午後10時までということでございますので、駐車場の利用可能時間帯というのは30分おくれて午後10時半までということになっております。それから、荷さばき可能時間帯については午前7時から午後10時、それから午前10時から午後9時までということでございます。

周辺の環境ですが、これは先ほど最初に見ましたとおり、千葉ニュータウンの敷地内にございまして、上の方は、北総線が通って、その両わきに国道464号が通っているというような状況でございます。先ほど説明がありましたが、北側の方にジョイフル本田がありまして、その向かい側に店舗を構えるという立地環境でございます。それから、店舗の下側ですが、ここに都市公団の団地、それから南側に中学校があるという状況でございます。それから、市町村・住民等の意見です

が、双方からございました。これはまた後ほど説明させていただきます。

2 ページ目以降、駐車場の収容台数につきましては指針値を上回っているということで、駐車台数は充足しているということでございます。駐輪台数につきましても、同様に160台ということで、156台に対して充足をしているということでございます。

3 ページ目の荷さばきにつきましては、それぞれ104㎡、それから18㎡ということで、合わせて122㎡を施設として整備するというところでございます。

それから、カワチ薬品、サンキの荷さばきの搬入車両ですが、カワチの方は、大型車の10 t 車につきましては国道側から入れて荷さばきを行うと。今、指し示しているような形で車両が入ってくる。それから、4 t 車とか2 t 車につきましては、下側の市道から車を入れていくということでございます。それから、サンキにつきましては、下側の道路、市道から一方通行のような、左から右の方へ流れるような形で荷さばき車両を走行させ、荷さばきを行っていくというルート、経路をたどっております。それから、車両の一般来店客の経路でございしますが、これにつきましては国道側から入る。それから、カワチにつきましてはまた別途、右の方の入り口を設定しております。

それから、4 ページ目ですが、廃棄物の減量化、リサイクル化ということですが、主たるものが段ボールということで、業者を通じてリサイクルに回すということでございます。

では、騒音の方をお願いします。

<事務局> それでは、5 ページからの騒音について説明させていただきます。

まず、周辺の状況ですが、周辺見取り図をご覧ください。左上の店舗が先ほど出てきましたジョイフル本田。北総開発鉄道が中心部を左右に通っておりまして、国道464号を含めて幅員が約100m。写真01は、ジョイフル本田側から、現在建設中のサンキとカワチ薬品を見たものです。これでわかりますように、周辺の計画店舗側は何もなく、あるのは、マンションが店舗の南側に2棟あります。店舗の右側で工事しておりますが、スポーツアルペンという商業施設がここに立地する予定で既に届出が出されておりました、今年中にまた、この審議会で作らせていただくこととなります。

次の写真03ですが、これが、店舗南側のマンションの一番高いところに上りまして、マンション側からこの店舗を見たところでございます。左上遠方に写っておりますのが、先ほど来、何回も出てきておりますジョイフル本田で、店舗面積4万㎡以上の店でございます。中央部左右に見えるのが北総開発鉄道で掘割構造になっていて、この幅が100mになっております。これを見ていただいておりますように、室外関係は、カワチ薬品棟は屋根の上にはずらっと乗っています。サン

キ棟ですと、両店舗棟間に横置きでずらっと並んでいて、できるだけマンション側から離すような設計になっているということでございます。

写真03は店舗の後ろ側を見たところでございます。左側が店舗、右側が先ほどから出てきておりますマンションでございます。道路を挟んで、こういう形で立地してございます。

もう一つ、写真04はマンション側から店舗側荷さばきの出入り——先ほど、できるだけここから入れないようにしてくれという要望があったところを写しているものでございまして、マンションの壁面が左側にございまして、マンション側の中に通路があつて、マンション側の立体駐車場4台分があつて、又通路があつて、ここからがマンション側敷地境界という場所になってございます。

それで予測の関係でございます。今申し上げましたように、店舗北側がジョイフル本田側で、住居系がございませぬので、予測地点としては設定してございませぬ。また、店舗西側も商業用地ということで、今はあいていますが、スポーツアルペンという店が現在建設中でありまふので、予測地点としては選んでございませぬ。その関係で、東側と南側面で予測評価してございませぬ。

結果ですが、6ページ以降に書いてございませぬとおおり、すべてクリアしているんですが、このケースですと、マンションの壁面でいったん予測評価したんです。こんな壁面で予測評価すること自体は立地法のマニュアルどおりで別に問題ないんですが、こちらのフローラルシティマンション管理組合の方から、例えば建て替えになつて、建屋壁面が店舗側に建つたらどうなんだというような要望がありまして、事業者の方で新たに予測地点ということを、荷さばきがある真ん前でやりまして追加してございませぬ。室外機は店舗屋根上と店舗間に設置し、等価騒音的にはすべてクリアしておおります。ただ、店自体が10時まで、駐車場利用時間が10時30分ということで、10時から10時30分の間、店舗東側出入口からお客さんが出るわけですが、敷地境界地点①地点では超過いたしますが、この道路を挟んだ保全対象側であります①'地点ですと基準値をクリアするというので、全体的には適ということになつて、必要な対応がとられていると判断してございませぬ。

以上でございます。

<事務局> それでは、7ページ以降になります。廃棄物の保管施設ということでございませぬ。これにつきましては90㎡ということで、指針を上回る数字となっております。街並みづくりにつきましては、緑化計画で、市の開発行為等指導要綱ということで、この基準値5%をクリアしているということでございませぬ。屋外照明、広告塔につきましては記載してあるとおおり、日没から駐車場利用時間までということになっていませぬ。

それから、8ページの市町村・住民からの意見ですが、印西市からの意見でございます。この意見内容ですが、これは既に説明した中の内容でございます。それぞれの意見に対して、設置者側としては記載したとおりの内容で対応するというところでございます。したがって、対応はなされていると認められます。

それから、住民の意見ですが、搬出入車両の出入口を国道464号側に変更していただきたいということです。4 t以下の車については先ほど申しあげましたように、図面下の市道から搬入すると。大型車につきましては国道の方から入れるということで、安全、それから騒音等につきましてはこれしか方法がないということで、先ほどのマンション側にある西の原1丁目団地管理組合と調整を図っております。

以下の2番、3番、4番以降7番までにつきまして、先ほどの管理組合と折衝を持ちまして、それぞれの対応につきまして説明をして承諾を得たと。相手方も了解をしたということでございます。

8番目につきましては、特に届出者、行政に望むことということでございまして、それぞれの意見に対して設置者として誠意を持って対応していくということでございます。

11ページの総合判断ですが、駐車場、駐輪場、荷さばき施設、騒音、それから廃棄物につきまして、それぞれ充足、あるいは適正な配慮がなされていると認められます。それから、街並みづくりも同様でございます。それから、印西市、住民等の意見につきましては、先ほど申しあげましたとおり、印西市の意見に対しては設置者が誠意を持って対応すると。それから、住民の意見については団地管理組合との調整を図りながら問題を解決していくということで、双方が了承しているということでございますので、適切な対応がされていると認められます。

以上のことから、指針に照らして適正に配慮されていると判断いたしまして、県の意見は「なし」とさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

<伊藤会長> ご苦労さまでした。騒音の方は、とにかく夜、退店の車両がオーバーするんだけど、道路を挟んだ保全地域ではこれをクリアしている、こういうことでよろしかろうというのが趣旨でございます。それから住民の方、特にマンションの管理組合から8項目にわたって出ておりますが、これについては出店者側と協議して理解を得られていると。だから、管理組合の方も、その対応についてはわかったと、こういうことだそうです。できる限りのことはするという形で了解を得ているという話でございまして、したがって、県の意見は特段ないということでございます。

廃棄物はぎりぎりですよね、これね。そうじゃないですか。

<崎田委員> 合計ではきちんとあるんですけども、たけが高いとか、使い勝手がいいのか、ちょっとわからないところがあります。数値的にはクリアして

いらっしゃるので問題ないんですが、その数字の出し方が、いろいろなどころによって計算の仕方がちょっと微妙に違うので、ある程度こういう高さを必要とするときは横から見た図面を出していただくとか、どういうふうに実際に高さを生かして使うのかとか、そういうことがわかるような図面を添えていただくと非常に信頼性が高くなるという感じがいたします。

<伊藤会長> できれば容量だけでなく、縦、横、こういうのも図面の方で出していただくように何とかするとわかりやすい、こういうご意見が出ました。

あと、特によろしゅうございましょうか。ご意見なければ、一応適切な対応は図られているということでございます。住民の方にも、これは協議をしておりますして了解が得られておりますから、問題なかろうかと思いません。もし特段のご異議がなければ、審議案件4、カワチ薬品牧の原店・サンキ千葉ニュータウン店に係る案件、県の「意見なし」ということで承認したいと思えます。

それでは、5番目、審議案件として届出に基づいたものとしては最後になりますが、今度はミサキショッピングガーデンというので、房総半島の広々としたところで、後背地が海という風光明媚なところにあるスーパーでございます。では、お願いいたします。

⑤審議案件5「(仮称)ミサキショッピングガーデン」について

<事務局説明>

(OHP)

店舗の名称は(仮称)ミサキショッピングガーデンでございます。設置者は株式会社富美という会社でございますして、地元の会社でございます。株式会社富美というのは、下に小売業者セキストアーとありますが、ここの経営者でもあります。キーテナントとしてセキストアーが食料品スーパーとして入って、そのほかに書籍、ドラッグストアとか衣料品が入りまして、複合的な店舗ということになります。店舗面積は4,394㎡ということ。それから、開店時刻、閉店時刻ですが、セキストアーが午前9時から午後9時半まで。その他というのがありますけれども、ほかの店舗につきましては午前10時から開店するというので、閉店時間は9時半で大体終わるわけですが、三洋堂書店という、書籍、CDを扱う店舗につきましては翌午前2時まで営業するというのでございます。したがって、駐車場の利用可能時間帯としては、午前8時45分から翌午前2時15分まで開いているということでございます。それから、荷さばき可能時間帯につきましては、午前6時から午後6時までということでございます。

周辺の環境ですが、今図面で示しておりますが、房総の中心で太平洋側に位置し、夷隅川の近くでございます。道路としては、国道128号が主要道路ということでございますして、そのほかは地方道となります。市町村・住民の意見ですが、双方からの意見はございませんでし

た。駐車場の収容台数、それから駐輪場の確保ということですが、これらにつきましては指針を上回っているということで、充足していると判断しております。それから、荷さばき施設ですが、これはそれぞれの店舗で荷さばき施設を持っております。今、図の中で青色のところは、それぞれの店舗が持つ荷さばき施設ということになります。車両につきましては、搬入車両が入ってくるのは、水色の線で書いてありますような専用の道路で入ってくるという方法をとります。それから、書店につきましては、国道側の今指し示しているようなルート北側出入口から入りまして、そこで荷さばきを行うということになります。

それから、経路の設定ですが、これは国道128号しか進入路、来店経路がございませんので、そこから車が入ってくるということで、北の方からの車は直近の出入口を利用して入ると。それから、南の方から来る車両につきましては、やはり北側の出入口を使って入ってくるということで、この128号は上下2車線しかございませんけれども、ここで改めて設置者の方の敷地をセットバックしまして右折レーンを新たに設けるということで、右折のための誘導右折ラインを設けるということがございます。それから、南の方の出入口につきましては、中心は北側の出入口なんですけど、南側は左折インと左折アウトということ。それから、右折アウトというのも認めるということで、この辺につきましては県警との協議の中で話を詰めたところでございます。

それから、廃棄物、リサイクルの関係ですが、この店舗はまだ全国展開してなくて、ここが初めての大型店舗ということになります。スーパーは食品リサイクル法の対象となっています。リサイクル、廃棄物の減量化につきましては、記載してあるような分別回収、あるいは発泡スチロール等につきましては資源化に回すということがございます。それから、衣料品の関係ではハンガー納品を実施すると。それから、スーパーの方ではリターナブルコンテナ等を利用することで、廃棄物排出量を削減していくように努めますということがございます。

では、騒音の方をお願いします。

<事務局> 4ページからの騒音関係を説明いたします。

今、説明にございましたように、国道128号と江場土川という川がございます。この川に挟まれた地域が今回の計画地でございます。この地域ですが、都市計画法の用途地域はなく、無指定の未線引地域でございます。後ろ側、店舗の南側に橋があるんですけど、この橋は河川の管理用の橋でございまして、一般車両は通行できないというふうに聞いてございまして、店舗南側付近は死に地というか、行く手だてがないような、車では行けないような形になってございます。

次に、周辺状況でございます。写真01は先ほどの国道128号か

ら見たものでございます。店舗の北側につきましては、商業施設とか店舗併用住宅がございます。ちょっとここを見ていただきたいんですけど、パチンコジャイアンツという看板がございます。もともと今回の予定地は、このパチンコ店のありましたところを商業施設にするものでございまして、パチンコ店としては写真01中央部ぐらいのところでしたが、写真01奥部からずっと、このぐらいまで。ちょっと映っていませんけど、写真01の右側について相当広範囲に店ができます。写真01右側に住宅がありまして、ここは壊れていますが、これは現在、造成するために解体工事が行われているもので、この住宅部分を含めて計画地というような形になってございます。

次の写真02は、この裏側でございます。ちょっと寂しい風景が出てきますけど、ここに先ほど言いました河川管理用の橋というのが写真の右側です。裏側でいきますと、一番近い家は橋の左側です。橋の右側一帯には住居等、何もございません。

橋の左側にちょっと屋根が見えていますけど、これが裏側で一番近い家というので、ここでございます。地図で見ますと、橋を渡ってすぐ、ここしかございません。

写真03は、橋から反対側、先ほどの住宅から店舗計画地を見たものですが、ここにもちょっと壊れているような家がありますけど、これが先ほど、国道128号から見て、パチンコ屋の裏側で解体工事をやっている建物でございます。このような形で、裏側には何もございません。

今のは、この橋から店舗計画地側の状況を見ています。なぜかと申しますと、この店なんですけど、一番うるさいものが、ここの店の裏側に設置されます合併浄化槽です。予測地点E''で予測すると、この河川境界で基準値を超過しますが、河川を渡った、住居が設置可能な側では基準値をクリアするという形になっております。

こちらの評価なんですけど、先ほど申し上げましたように、ここは都市計画法の用途地域指定がございませんので、騒音規制法の基準が適用されません。さらに、地元の市町村の環境保全条例ですが、条例はあるんですけど、騒音の規制値自体がございません。そのような関係で、一般的な無指定地域における基準値50dBというのを引用して予測評価してございます。そのようなことを行いますと、まず、自動車走行音。営業時間が夜間にかかりますので、先ほどと同じように、予測地点Cでは、店舗側境界では超過しますが、道路を挟んだ保全対象側では50dB以下になります。また、予測地点Bでも同じことが言えます。

もう1つ、先ほど何もない所で見ていただきました一番うるさい施設、合併浄化槽でございます。河川側に近づいて設置するために、この敷地境界で予測すると超過しますが、こういったところは当然住

居は建ちませんので、川ですので、川を挟んだ保全対象側では基準値以下となるということで、評価としては今申し上げましたように、一部超過する地点があるものの、必要な対策がとられていると判断してございます。以上でございます。

<事務局> 続いて7ページの廃棄物の保管でございます。容量的には、それぞれの店舗の必要量を出しまして合計した数字36.32m³を上回る77m³ということで、充足していると認められます。街並みづくりについての緑化計画ですが、これにつきましては、土地は3%以上ということでございます。したがって、この3%を確保するというところでございます。

総合判断の方で8ページでございます。駐車場、駐輪場、荷さばき施設、騒音につきましては、騒音につきましては先ほど説明したとおりでございます。そのほかの廃棄物、街並みづくり、総合的に判断いたしまして、適切な配慮、あるいは必要な対応がとられていると認められます。

以上のことで、当該店舗の立地に関しまして、指針に照らして適正に配慮されていると判断いたしまして、県の意見は「なし」とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

<伊藤会長> 騒音は、裏側に浄化槽があるけれども、やぶであって、川があって、その向こうではクリア。道路のところを挟んでもクリアということでございますし、それぞれあとのものについては基準値はクリアしていると、こういう概要でございました。先生の方はよろしゅうございますか。

<崎田委員> 食品スーパーですけれども、予測値は年間170何tとなることから、今後こういう規模のときには一言アドバイスをさせていただければありがたいなと感じますので、よろしくお願いいたします。

あと廃棄物と関係ないんですが、これだけ大きな敷地の中で1軒だけが夜2時までやっているという状態になりますね。ですから、何となく場所の状況の管理というんでしょうか、そういうものをきちんとやっていただければうれしいなという感じがいたしました。

<伊藤会長> 田中さん、さっき写真の説明でパチンコ屋さんの裏、そこを開発して商業施設ができるの？

<事務局> パチンコ屋は敷地北側にありますが、ここら辺にあるものを解体して、店舗ができるんです。現在は、草ぼうぼうのところですよ。

<山下委員> パチンコ屋の看板はどこにあるの？ さっきパチンコ屋の看板が映っていたよね。

<事務局> はい。

<山下委員> どの位置だろう。

<事務局> 国道128号からの出入口奥です。

<山下委員> パチンコ屋の場所じゃない、看板の場所。看板はどこに建っていたの？

<事務局> 右折レーンのあたりです。

<事務局> つぶれたパチンコ屋の跡地の有効利用です。パチンコ屋の面積では足りないので、隣接した一帯を開発してしまおうということです。

<山下委員> 道路に沿ってですか。

<事務局> ええ。道路に沿ってです。南側に橋があるんですが、橋まで全部というような計画です。用地買収の関係で国道に面した一部が入手できなかったために、こんな変な形になったということだそうです。

<伊藤会長> 書店は、離れたところですけども、午前2時まで営業しているということですね。

<崎田委員> 駐車場も広いですしね。

<事務局> 非常に駐車場が広くて、暴走族のたまり場になる可能性がありますので、警察の方から、夜間については、書店側の部分と飲食店側の部分だけにエリアを限定して、コーンを置いて、真ん中は使わないというようなことをやるそうでございます。

<伊藤会長> 全部使用するとなると問題が生じるかもしれませんね。

<崎田委員> 運動場のようですね。

<伊藤会長> 治安上、非常に悪いですよ。何が起こるかわからない。

<崎田委員> そうですね。

<伊藤会長> わかりました。というわけで、県の方としては指針をクリアしている、地元からも意見がないということで、適切な配慮がなされているということで「意見なし」でよろしゅうございますでしょうか。それでは、最後の案件でしたミサキショッピングガーデンにつきましての案件も、県の意見(案)承認をいたしました。

あと2つ、1月と去年あった県の意見に対してどういう対応をしたかというのがございますが、ちょっと時間もたっておりますので、そんなにあとの2つは時間がかかりませんので、5分間だけ休憩をいたしたいと思えます。

(休憩)

<伊藤会長> それでは、休憩が済みましたので、1月と、それから去年のこの審議会で、勧告にいかなかったんですけど、意見を出した。それについてどういう対応をしたかということの説明でございます。その結果として、勧告というと、かなりきついもので、行うかどうかと。余り何も対応しなかったら勧告をしなきゃいけないんですが、ある程度頑張っただけで対応したというのが認められれば特に勧告はしないと、こういうシステムになっております。千葉県としては、今まで勧告したことないわけですから。そういうわけで、何とか届出者にしかるべき対応をきつく求めた結果、勧告まで至っていない結果ですが、2つございます。お手元に資料がありますが、勧告審議案件1、これはコジマNEW船橋店に係るもの。ちょっと説明をお願いします。

⑥勧告審議案件1「コジマNEW船橋店」について

<事務局説明>

(OHP)

コジマNEW船橋店でございます。これは昨年11月25日の第26回の審議会で意見を出したところでございます。意見の内容は、敷地内に計画を上回る緑地を設けるよう努めてくださいということでございました。これは、もともと店舗が2つありまして、それぞれが違った時期で進出してきていたということで、2つ合わせて大型店になったというような経緯がございます。大型店になったというのは、真ん中に空中廊下ができたことによって1つの建物となって大型店になったということになります。

問題の県意見でございますが、「緑地を設けるよう努めてください」ということでございました。当初、緑化率は0.71%ということで、敷地内のごく一部でした。今指している緑色のところが緑地ということでございました。これだと、船橋市の条例がございまして、それにも満たないということで、船橋市の指導を仰ぎながら緑化に努めていくということでしたが、結果的に943.44㎡ということで、率にして0.71%から13.54%に緑地を拡大したということでございます。これについては、船橋市が21%という努力目標を設定しておりましたけれども、船橋市の方といたしましても一定の改善が見られたということで、これについては了承が得られております。緑地を拡大したところですが、駐車場の周辺、それから店舗の外周といいますか、グリーンのところを緑地として設けたということと、右上の方の広い緑地がございまして、これは大家さん、地主の土地を借りて緑地にするということで、この緑地面積が13.54%まで拡大したということでございます。

これに伴いまして、駐車場の位置ですとか、駐輪場ですとか、それから荷さばき施設の位置だとか、そういう、ここに記載してある施設に変更がございました。これにつきましては次ページ以降にありますけれども、指針を上回る収容台数を設定しているということで、これについては特に問題はないと考えております。それから、キュービクルなどの移動につきましては、当初、地主のところに隣接して設置されていたんですが、そこから離れて店舗側の方に持ってきたということで、騒音についてはクリアする、基準値以下になるということでございます。

<伊藤会長> 貫井さん、その程度でわかるんじゃないですかね。あと、後ろの総合判断で。

<事務局> 総合判断でございます。先ほど申し上げましたとおり、緑地に関しては一応の改善が見られたということ。それから、位置の変更等につきましては、基準値をクリアするとか、そういう面で必要な配慮がされていると認められまして、県の意見といたしましては「勧告を行

わない」という判断をいたしました。

以上でございます。

<伊藤会長> お聞きいただきましたように、かなり苦勞いたしまして、土地を借りてまで緑化をしたということで、駐車場の台数も減らしたわけですね。もちろん基準値はクリアしています。施設を縮めたり、土地を借りて木を植えたりして、キュービクルの方も位置を変えたけれども、これは基準値以下の騒音だということで、問題ないということで、緑地が物すごく増えたわけです。でも、まだ13.54%で、船橋市の努力目標という21%、これは達成してないけれども、これだけいろいろやれば、やらなければいけないという縛りのある法律ではないものですから、一定の努力が認められるというので、市の方はよろしい、これでいいだろうと。お墨つきというわけじゃないですけど、得たということで、審議会で出しました計画地の緑地化、この比率を余りにも小さ過ぎるということで意見をつけたんですが、これだけするならいいだろうということで勧告しないと。全然やってなかったら勧告に持っていくんですけれども、そこまではしなくていいだろうと、こういうスタンスで県の方は意見を出しております。何かこれにつきましてご意見、ご質問……。

<崎田委員> 確認なんですけど、緑地を増やしていただいたのは大変ありがたいと思います。ただし、減らしたのは荷さばき施設の面積と廃棄物保管庫ということですね。廃棄物保管庫に関しては、建物の外側に1つあるような感じに見えるんですけど、ちょっとそれについてだけ説明をしていただければありがたいんですが。廃家電置き場は建物の近くにあるんですが、もう1つ、建物の外にあるように見えるんですが、これはどんなところに設置してあるのかだけ。

<事務局> 当初3か所、パソコン館内に2か所、それから、家電館側の屋外に廃家電保管場所として1か所あったんですけども、こちらの廃家電をつぶしまして、パソコン館内の2か所に統合したんです。

<崎田委員> じゃ、上の方はなしになったんですね。

<事務局> はい。独立した1つはなくなっています。

<崎田委員> それで下のところだけにしてということですね。

<事務局> はい。

<崎田委員> それは建物の中という感じですか。

<事務局> はい、そうです。

<崎田委員> わかりました。ありがとうございます。

<伊藤会長> 減らしても、一応クリアはしたということですね。

<崎田委員> 雨ざらしのようなところに廃棄物保管庫が1個あるような感じに図面で見えたものですから、質問をしました。申しわけありませんでした。

<伊藤会長> ほかにもしなければ、まあまあ頑張ったということで。0.71㎡というのは余りにもひどいです。これは当然だめなんですけれども、13㎡まで出したということで、よろしかろうということで、もし特段のご異議がなけ

れば、県の意見、勧告をしないということでご承認いただいたとみなします。

それでは、勧告審議案件の2、これは第28回審議会ですね。ことしの1月にあった八日市場ファッションモールで、これはかなりいろいろ県の意見が出た。ご覧いただきますように3つ出ておりますけれども、まだ1月ですから、皆さん、ご記憶があると思います。

⑦勧告審議案件2「八日市場ファッションモール」について

<事務局説明>

(OHP)

それでは、説明させていただきます。今説明がありましたとおり、ことしの1月27日の審議会に諮ったものでございます。県の意見といたしまして、「西口出入口の運用方法について、安全かつ円滑な交通を妨げることのないような適切な対策を講じてください」。それから、「国道126号の銚子方面からの来店経路について、住宅地内生活道路を通行することのないよう、また、出店により本線交通への影響が生じない経路を設定し、来客を誘導する対策を講じてください」。それから3点目、「夜間において発生する騒音ごとの予測評価において荷さばき作業音が基準値を超過しているため、回析効果を見込み騒音予測を見直すとともに、予測結果に応じ、基準値を遵守するよう対策を講じてください」。この3点を意見として出しました。

設置者の対応ですが、西口出入口については警備員を配置する。それからもう1つ、東金方面の右折車線への進入による退店にご遠慮くださいという案内を掲示するというものでございます。これは当初、国道126号とそれに対応する国道296号が交差しているわけなんですけど、国道126号に右折レーンがあります。そこを歩いて東金方向に行くというのが危険と申しますか、直進車と交錯するので危険性が大きいということでございまして、これに対する安全性をどうするかということでございました。出入口に対して、東金方面へのということの看板を設置して右折を抑制するという方法をとりました。それから、国道126号の銚子方面からということでございます。これにつきましては、当初、黄色い矢印がございまして、それは国道から右折をして店舗の方へ誘導していくということでございましたが、126号で、信号はあるんですけども、右折レーンがなくて、そこを曲がるということは交通回析等がなされてないということで、はっきりした数字が出てこない。渋滞をして交通の妨げになるのではないかとということでございました。対応策として出てきたのがピンク色の線でございます。そこのところは信号と、それから右折レーンがございまして、そこから右折して、旧国道になりますけど、そこを歩いて店舗の方へ入っていく、誘導していくというような経路設定をしてきました。車両の通行量ですが、新たに車両として入ってくる車両台数というのは、ここ

に書いてございます1分9秒に1台ということで、この割合でピーク時には入ってくるだろうということでございまして、その影響というのは少ないのではないかと考えているということでございます。

それから3点目の、夜間においてという、これは騒音の問題ですが、これにつきましては、当初、午前9時から午後11時までということでございましたが、この荷さばき時間を午前9時から午後10時までということで、夜間に入らない荷さばきを行う時間帯を設けましたということでございます。これによって、夜間に荷さばきをする場合の騒音基準の問題は生じないというような対応策が上がってきました。

5ページ目の総合判断でございます。西側出入口につきましては、先ほどのように、東金方面へ抜ける道路につきましては看板の設置等で注意を促す、安全を確保するというところでございましたが、もう1点、そこから出るということは、左上の方に多古という町があるんですけど、そちらの方に抜ける場合には、じゃ、どうするのかという対応が十分ではない。もともと店舗の出入口につきましては、右折は禁止してくださいという看板は出すということですが、この右折をしてはいけませんということが、多古方面へ抜ける道路まで理解してくれるかどうかという点で非常に不明瞭なところがあるということでございます。対応として十分とは言えないんですけれども、だからといってといいますか、それに伴って著しい影響を及ぼすかということになりますと、必ずしもそうも言えないのではないかと。看板の設置、それから右折禁止の看板、東金方向へのご遠慮くださいという注意書きですね。これについて、この看板である程度の成果が見られるというようにも理解されるということで、全体的に著しい悪影響を及ぼすというところまではいかないのではないかと考えております。

それから、国道126号の先ほどの経路のところですが、これにつきましても交通回析をした上で、そこが本当に正しいのかどうかというところまでの細かい詰めがなされていないということで、事務局側が現場を調査しに行きまして、この結果、右折レーンの設置がされていること。それから、道路の状況と渋滞状況のある一定時間見た範囲で結論を出すということで考えた内容ですが、現地調査をした結果、著しい悪影響を及ぼすまではいかないだろうと認められました。騒音の発生につきましては、10時までということでございましたので、予測評価について基準値以下におさまるということで、これは対応がなされたと認められます。これらの考え方に基づいて、県の方といたしまして、勧告をしない通知をすることが適当であると判断いたしました。したがって、県の意見としては、「勧告を行わない」ということで結論を出したいと思っております。ただし書きの中でこれをつけ加えさせていただきたいと思うのは、「県意見に対し一定の対応がなされるものの十分であるとは言えない。しかしながら、著しい悪影響を

及ぼす事態の発生を回避することが困難であるとは認められない」という添え書きをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

<伊藤会長> きっちりクリアして改善が認められるというのは、荷さばき時間を10時までにしたというのはいいんですが、最初の出庫するとき、右折のラインへまたいで出てくるという車と、それから右へ曲がっていくというのは、これは右へ曲がらないでくださいとは書きたいんですが、それから、下の方へ行くときに、右折ラインの方に入らないようにしてくださいと言うけれども、入っちゃうやつだってあるわけですよ。警備員が言っても無視するのもあるけれども、それはしっかり看板を出すということと、警備員が退店のときに注意をすれば、無視するのもあるだろうけれども、従う車もあるだろうということで、ただ、それによって著しい悪影響がある、そこまでは認められないと。これはとんでもない悪い影響があるというようなことがあれば、これでは不十分であると勧告しなきゃいけないんですが。多古町まで抜ける車が全部あるわけでもないだろうし、右折に入っていく車が全部とは言えない。そういう意味でちょっと苦しい書き方ですけども、この立地法でも著しい悪影響を及ぼすと認められた場合というのがございますので、そこまでは言えないだろうというのが1点目。

それから、2番目のところで経路の変更ですね。これは渋滞が予想される交差点、黄色いところですね。あっちから曲がらない。手前の右折レーンのあるところから曲がらせると。ただ、それによって十分交通渋滞が避けられるとか、そういうデータははっきりしてない。生活道路に入ってくるということもありますね。だけど、交差点の渋滞を回避するには、ああいう方法がベターであろうということで、著しい悪影響を及ぼすとは認められないと判断したわけです。その辺がきつく言えば、もうちょっと何とかならないかというので、何ともなりようがないですね。あそこの右折渋滞を回避するには、手前のピンクラインにするより、しようがない。それと、最初の警備員の配置と看板。これぐらいが、せいぜい打つ手ではなかろうかと。そこまでやれば著しい悪影響はないだろうと。それを総合判断して、勧告は行わない。しかし、県意見に対して一定の対応はされているものの、十分であるとは言えないと。だけど、著しい悪影響を及ぼす事態の発生、これを避けることが難しいとは認められない。ちょっと理屈っぽい言い回しですけども、こんなふうにして意見を出すと、こういうのが県の案でございます。いかがでございましょうか。

<山下委員> 県の意見の日本語がよくわからない。「しかしながら」でいいんですかね。

<伊藤会長> その文言、ご意見があればお聞かせください。

<山下委員> それは古宮先生のご専門ですね。

<伊藤会長> 私もちっと据わりが悪いなという気がしていますが。

<山下委員> さっき先生の言われたご説明だと納得できるんですよ。読むと、わか

らなくなっちゃう。

<事務局> 貫井さん、ちょっと説明して。この日本語、普通に読むとわかりにくい。条文をそのまま持ってきているからだよね。

<山下委員> 当たり前なんですか、これ。

<伊藤会長> 結局、著しい悪影響を及ぼす事態の発生は認められないということだよ。条文をそのまま使うんでしょ。貫井さん、少し説明できますか。日本文としては、これ、悪文ですよ。

<事務局> 発生するおそれがないというような平たい日本語になると思うんですけども、著しい悪影響を及ぼす事態の発生するおそれがないと認められるとの表現になります。

<事務局> これはちょっと回りくどい、読みますと何を言っているのかちょっとわからないという文章になっていますけれども、大店立地法の第9条にこの規定がございまして、それぞれ理由がありまして、こういうふうな、ちょっと持って回った言い方になっているんだと思います。ですから、あえてこちらで修文はしなかったんです。条文からそのまま引用させていただいております。

<伊藤会長> わかりました。つまり、要するに著しい悪影響を及ぼす事態の発生のおそれは大きくはないと、こういうことなんですね。

<事務局> そういうことです。

<伊藤会長> 素人では、そういうふうに考えます。どうも法律の用語というのは専門の人でもわからない。古宮先生、そういうものなんですか。

<古宮委員> そうですね。別の意味にならないようにと、そういう考え方なんです。

<伊藤会長> 先生、ここらあたりも内閣法制局は見るんですか。

<古宮委員> 見ます。相当うるさいですね。刑法等も含めてですけども、口語体に直すようにというふうになっていますけれども、新しい法律ができますと、ほかの意味にとられないようにということで、文章の前後、前の文章の意味と後ろの文章の意味との関連も吟味して言葉遣いは非常にわかりにくくなるという事態はありますね、実際問題として。

<伊藤会長> 法律のご専門の方だと、こういう表現にならざるを得ないんだと。ですから、解釈学というのが出てくるわけで、そういうことで、私どもとしては著しい悪影響を及ぼす事態の発生のおそれは大きくないと理解していただいて、条文はそのとおりに疑義あるいは解釈が混乱しないような形でできているので、そのまま引用させていただくと。この方がよろしかろうということでご承認いただければと思います。

<伊藤委員> 126号と296号の交差点。126号を銚子方面から来て右折して、それから東金方面から来て左折でもいいんだけど、そこは右折では入れないんですか。

<事務局> 右折入出庫はご遠慮くださいになっています。

<事務局> 禁止じゃないんです、道路交通法上は。

<伊藤委員> 入れるんでしょう。

<事務局> はい。入ると対向車と衝突する危険があるということですね。

<伊藤委員> 危ないんだけど、それはだめだというわけじゃないんでしょう。

<事務局> はい。禁止ではありませんが、ご遠慮くださいと。

<伊藤委員> 正直、向こうのピンクに塗ったところは、言ってみれば、それを避けるためにということを行っているけれども、あそこは中学校もあるし、高校もあるし、通学路だし、やっぱりいろいろ問題はあるんだよね。だから、市内の人たちが通る分にはいいんだけど、米倉方面に来れば交通量もうんと少なくなるんだけど、恐らくは126号で296号に曲がると思うんだよ。

<事務局> 市内の方から来た車でしょうか。旭方面から。

<伊藤委員> 市内の車はピンクのところを通るのがあるんだろうけれども、126号、南側の方からも入るのでは。

<伊藤委員> 市内からの車両も、そこを右折で入るか、交差点を曲がって右折で入るかでしょう。その方が、今のピンクの道路よりも、私は実際の利用度は高いと思うんですよ。

<事務局> 多くの車がそういうふうに通っちゃうと思いますよ、いろいろ表示出しても。

<伊藤委員> だから、例えばあそこの右折レーンがあるのであれば、そこのところを警察とも協議して、ゼブラを少し切ってもらって出られるようにするか、いろいろ方法はあるんじゃないかと思う。出入口のところだけゼブラにしてもらうなりして、そこで通すとかね。もう少しあるかもしれないけど、実質はそっちだと思う。かえって向こうのピンクは危ないと思うんですよ、向こうを通すのはね。やはり中学生、高校生。あの黄色のラインよりはいいけどね。黄色は、あそこは駅へ出てくる学生さんたちの通学路だから。

<伊藤会長> 十分とは言えないんですね。

<伊藤委員> そうです。これで悪いというんじゃないんですけれども、実態として感じています。これでいいと思いますけれども、実際にはそうだろうと思います。

<伊藤会長> やむを得ないということで、勧告まではいかないということでご了承願いたいと思います。この勧告2の案件も、県の意見をそれでよろしいということになりました。

あとは報告事項ですが、きょうは時間の関係もありますから、前もそうでしたけれども、少しお読みをいただいて、質問がございましたら事務局の方に出していただくということで、閉店時間の変更、荷さばき時間とかが圧倒的に多いわけです。そんなに大きいものはないと思います。ちょっとご説明いただく時間もかかりそうだと思いますから、省略をして、議事はこれで終了したいと思いますので、傍聴人の方にはご退席をいただきます。

(傍聴者退室)

○議題（３）その他

次回開催の日程確認（第３１回千葉県大規模小売店舗立地審議会 ５月２５日
（火）午後２時から）を行った。

６ 閉 会：午後４時３０分

以上

平成１６年３月２３日

議事録署名人 古 宮 明 印

議事録署名人 崎 田 裕子 印